

アイエス総合ボートランド（宮城県長沼ボート場）に係る
指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 アイエス総合ボートランド（宮城県長沼ボート場）
所在地 登米市迫町北方字天形 1 1 4 番 2

2 募集期間

令和元年 8 月 1 日から令和元年 9 月 1 7 日まで

3 応募団体（1 団体）

宮城県ボート協会

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和元年 9 月 1 8 日から令和元年 1 0 月 3 日まで
第二次審査（ヒアリング） 令和元年 1 0 月 2 5 日

5 審査方法

令和元年 1 0 月 2 5 日に宮城県教育委員会指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点		配点
1 県民の平等な利用が確保されること	設置目的の理解	① 基本方針は、施設の設置目的を正しく認識したものになっているか。	2 5 点
	平等利用の確保	② 基本方針は、利用者の平等な利用の確保に配慮しているか。 ③ 基本方針が事業計画に的確に反映されているか。	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること	利用促進	④ 施設の利用促進に向けて、具体的かつ、有効な方策等を有しているか。	4 5 点
	サービス向上	⑤ 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ⑥ 開館時間、休業日の設定の考え方が適切で、利用拡大を図るものとなっているか。	
	施設管理	⑦ 適正かつ確実に維持管理を行うとともに、環境にも配慮したものとなっているか。	
	収支計画	⑧ 収入支出の積算がより経済的であり、管理運営計画との整合性が図られているか。 ⑨ 指定管理料が過年度実績額と比較し、低減が図られるものとなっているか。	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること	実施体制	⑩ 運営体制は、管理運営計画との整合性が図られ必要な資格職員が確保されているとともに、緊急事態への対応等危機管理できるものとなっているか。 ⑪ 充実したサービスが提供できる職員の構成及び配置となっているか。	1 5 点
	経営基盤	⑫ 申請者の経営基盤が安定しており、管理運営計画を安定して実践できる能力を有しているか。 ⑬ 類似のスポーツ施設における管理運営の実績があり、必要な経験及び知識を有していると認められるか。	

4 個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	情報管理	⑭ 情報公開に積極的で、また、個人情報の保護の取扱いが適切であり、具体的な定めがあるか、又は定めようとしているか	5点
5 公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準	その他	⑮ 事業計画全体を通して内容に独創性があり、施設の効用を最大限引き出すとともに、利用拡大が図られるものとなっているか。 ⑯ 計画全体に具体性があり、実現可能なものとなっているか。	10点

6 選定委員の氏名等

	氏名	所属・職
委員長	千葉 章	宮城県教育庁教育次長
副委員長	前田 順一	国立大学法人宮城教育大学理事（総務担当）・副学長
委員	布田 秀一	宮城県教育庁参事兼総務課長
委員	手島 牧世	宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会長
委員	水野 由貴	公認会計士
委員	菅井 理恵	宮城県教育庁特別支援教育課特別支援教育専門監

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	摘要
宮城県ボート協会	1	15	20	22	15	15	15	102	指定管理者候補者
	2	36	32	30	28	24	27	177	
	3	12	13	9	10	10	10	64	
	4	3	3	2	3	3	3	17	
	5	6	8	6	5	6	6	37	
	合計	72	76	69	61	58	61	397	

8 指定管理者候補者の提案価格（収支計画）

収入総額 69,325,000円（うち県の指定管理料 62,820,000円）
支出総額 69,325,000円

9 指定管理者候補者

団体名 宮城県ボート協会
代表者 会長 五野井 敏夫
所在地 石巻市田道町一丁目6番18号

10 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

11 選定理由

当該団体は、現管理者として管理運営の実績と必要な経験・知識を有し、全日本クラスの競技大会の誘致に成功するなど施設の利用促進も積極的に行ってきた。今後も適正かつ確実な維持管理が見込まれるとともに、施設の優位性を活かした利用促進活動や、施設利用者としての視点を踏まえた充実したサービスの提供が期待できると評価された。

以上から、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準に照らし、施設の管理運営を安定的・効果的に実施し得る団体として選定された。

12 指定管理者の指定

宮城県教育委員会指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和元年11月県議会及び教育委員会の議決を経た上で、令和元年12月18日に指定管理者に指定した。